

## 藤原良相邸跡出土墨書土器の仮名表記に関する考察

南 條 佳 代

### 【抄録】

佛教大学二条キャンパス造成地であった京都市中京区西ノ京星ヶ池町にて、「三条院釣殿高坏」と墨書された高坏が出土したため、そこは、平安時代前期に右大臣を務めた藤原良相（八二三～八六七）の邸宅「西三条第」（百花亭）跡地であることが確実になった。

さらにここでは、仮名文字が記された墨書土器が多数出土した。その表記内容について解釈されている積文を、新たに変体仮名の文字形態より分析、検討を加えた結果、出土土器（墨14）には、古今和歌集の初句が表記されているのではないかと考えられ、また、（墨15）は、「かつらきの」と判読できることから万葉歌の一部分であると考察される。それらを踏まえ、書風についても実際の書道史上の作品との比較を通して明確にする。

キーワード…藤原良相、墨書、土器、変体仮名、平仮名

### はじめに

本学佛教大学二条キャンパス造成地であった京都市中京区西ノ京星ヶ池町にて、「三条院釣殿高坏」と墨書された高坏が出土したため、そこは、平安時代前期に右大臣を務めた藤原良相（八二三～八六七）の邸宅「西三条第」（百花亭）跡地であることが確実になった。

その調査内容を精査し、藤原良相、土師器土器、またその時代の平安貴族と書についても見ていく。

さらに、ここで多数出土した仮名文字が記された墨書土器の表記内容について、解釈されている積文を新たに変体仮名の文字形態より分析し、再検討した上で判読を加え、考察する。

それらを踏まえ、書風についても実際の書道史上の作品との比較を通し、その頃の仮名の成立状況を明確にしたい。

### 一、藤原良相邸跡の調査内容

調査地は、京都市中京区西ノ京屋ヶ池町十七ー五九他（J R 二条駅西側ロータリー西側）、調査期間は、二〇一一年四月四日～十二月二十八日。

この調査地は、平安時代前期に右大臣を務めた藤原良相（八一三～八六七）の邸宅「西三条第」（百花亭）跡地と想定されていたが、昨年の調査において（池250）から「三条院釣殿高坏」と墨書した高杯が見つかり、そのことが確実となった。<sup>(1)</sup>

さらに、この調査では、仮名文字が記された墨書土器が多数出土した。墨書土器としては、約九十点出土し、ほとんどが（池250）の西岸からの出土で、漢字、仮名、記号などがあるが、漢字がもっとも多数を占める。その中でも漢字は、（墨64）の高杯の縁に沿って「三条院釣殿高坏」と書かれており、「所在地・使用場所・器形」が記されたものであった。<sup>(2)</sup>

仮名は、二十点余り確認でき、（墨14）とした個体は最も破片が大きく、底部の全面に仮名が記されていた。（墨8）・（墨54）は太い筆で仮名が数行記されていた。（墨66）は高杯の脚

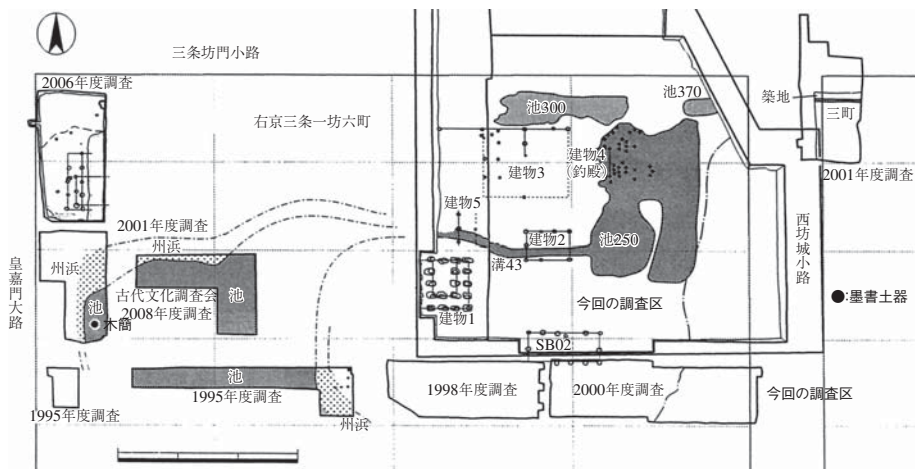


図1 西三条第北半部の遺構配置図（1：1000）



図2 「三條院釣殿高杯」墨書高杯



図3 (墨66) 土師器高杯 脚部側面

部全面に細かな仮名が記されていた。

これらの墨書土器は、九世紀後半から十世紀初めに属するた

藤原良相邸跡出土墨書土器の仮名表記に関する考察(南條佳代)

め、平安京では最古の仮名文字と確認できる。「西三条第」の主であった藤原良相は文学に造詣が深く、また信仰心の篤い人物だった。しかし、貞観八年(八六六)に起きた応天門の変では、兄藤原良房(藤原氏初の摂政)と対立したことから、ほどなく失脚し、翌年死亡する。西三条第はその後しばらくして廃絶したようで、そのことは調査所見から推定できる。

仮名を記した墨書土器は、これまで地方の役所跡などで少量出土していたが、今回は九世紀後半に遡る可能性が高いことに加え、当時の都で名の知れた貴族邸宅内からまとまった量が出土しており、仮名文字の発生と展開に関する非常に重要な考古資料といえる。<sup>(3)</sup>

## 二、藤原良相邸

藤原良相は、平安初期の公卿。贈太政大臣冬嗣の第五子で、人臣最初の摂政になった藤原良房は兄に当たる。通称西三条大臣。仁明天皇に重用されて宮中に候したが、承和九年(八四二)の承和の変に際して、左近衛少将として兵を率いて皇太子直曹を守衛。従四位下左近衛中将から参議、陸奥出羽按察使、春宮大夫、権中納言、右近衛大将を歴任後、天安元年(八五七)右大臣に昇進。貞観八年(八六六)の応天門の変では、兄

良房と水面下の争いを繰り広げるなど政治家としての辣腕を振るう一方、文学を愛し仏教にも通じて、自活不能の一族子女のために延命院・高親院を設立し、その扶養・助成に意を用いた。在官中は『貞観格式』の編纂に従事し、また兄良房や伴善男らとともに『続日本後紀』の編纂も手掛けたが、その完成を見ないまま没した。贈正一位。<sup>(4)</sup>

その邸宅である西三条第は、平安京右京三条一坊六町にあった。但し、『拾芥抄』右京図は六町とするが、同書本文は「三条北、朱雀西」とし四町に該当する。百花亭とも称する。また良相はこの邸宅に因んで西三条と号する。貞観元年（八五九）四月、皇太后藤原順子は東宮より当邸に遷御、ほぼ一年間の滞在ののち、翌年四月に本邸の東五条第に還っている。その後の当邸の伝領・消息は全く不明。<sup>(5)</sup>その造りは、この時代の貴族の邸宅と同じように寝殿造りで庭園を配したものであった。その庭園に大きな池があり、そこから墨書土器が出土したのである。

### 三、土器形態

この平安時代初期の頃の土器形態としては、土師器共膳形態<sup>(6)</sup>、食器類を軸とした型式学的な編年観によれば、土器様相は、

土師器のうち九〇数%は皿を主とする食器類である。都城に生まれた大量の貴族・官人層が、これらの土師器の食器の主要な使用者であろう。この頃は、土師器に比べ、須恵器の出土量の減少が明確になり、土師器中心の食器構成が一般的となった。この段階では、土師器を中心にして食器の再編が進んだものとして理解される。平安時代前半の土器様相は、食器類が七割以上を占めており、圧倒的な出土量である。

土師器とは、焼物という面では八〇〇度前後の低温で酸化焰焼成された素焼きの比較的軟質な土器であり、本質的には縄文土器や弥生土器などと変わるものではない。古墳時代以降の同種の土器をいう。

平安京からは、土師器のほかにも須恵器、灰釉陶器、緑釉陶器、黒色土器、白色土器、瓦器など各種の土器・陶磁器類が多く出土する。なかでも土師器の食器類（＝共膳形態）は、形式的な断絶がなく各時期を通じて常にまとまって多量に出土するため、平安京跡出土遺物の型式編年の研究の軸をなす史料となっている。それは、どの発掘調査からもまとまって多量に出土するもつとも普遍的な遺物である。

土師器食器類は、手捏を基本とする技法で製作された、形態に大差のない杯、碗、皿など限定された資料が中心である。しかし、各時代を通じて土坑や井戸のほか各種の遺構から、短

期間もしくは一度しか使用されなかったと見られる資料が、他の土器、陶磁器とともに多量に一括出土する例は非常に多い。

食器編年から見ていくと、出土した墨書土器は、平安京Ⅰ～Ⅱ期に属する。平安京跡とその近郊遺跡から出土する平安時代から鎌倉時代前半の土師器食器の展開過程は、型式の違いを超えた様相の共通性とその変化から、Ⅰ～Ⅵ期の六段階に大きく区分することができる。各段階（Ⅱ期）は、それぞれが七〇～九〇年ほどの時代幅を持っている。

平安京Ⅰ期では、小型を主力とする食器も、規格性のある法量分化が進展した多様な杯、皿から、高台の付かない杯、皿、碗の組合せになる。また、Ⅱ期では、高杯の脚筒部の面取仕上げも徐々に雑となり、より多面体となっていく。

土師器食器の大量生産を支えた、製作技法の改良と発展を促した最も基本的な要因については、土師器食器類の大量消費が、平安京において継続的に発展したからにほかならない。

Ⅱ期以降においては、使い捨てに近い短期使用の日常食器という側面と、伝統化した儀式や各種の通過儀礼での使用に加えて、平安時代に年中行事化した多様な歳事などの専用器化による、一回限りでの多量使用が都市域内で定着した結果、大量需要がさらに継続発展したと考える。伊勢神宮においても、現存する祭器としての土器の使用と同質の用法が、平安京では上層

階層の間ですでに日常レベルに近く常態化していたものと考えられる。<sup>(6)</sup>

この頃の歳事について山中裕氏は、述べている。<sup>(7)</sup>

貞観八年（八六六）三月二十三日、清和幼帝は、右大臣藤原良相の第に行幸され桜花を観、花宴の会を催した。うらかな花宴の行事ではあるが、嵯峨天皇がはじめた花宴の精神は忘れられ、神泉苑で行われた公的な花宴は藤原氏大臣の私邸に移ってしまったのである。また、その七日後の閏三月一日にも太政大臣藤原良房の染殿第にて桜花宴が行われている。

このように、当時藤原良相邸においても天皇を迎えて桜花宴が行われており、その際も土師器食器が大量に使用されたのである。歳事を初め、天皇のために新調された素焼きの土器は、食物をのせると染みになり、特に汁ものに使用すると汚れも落ちないゆえ、使い捨てのようにされたのである。

#### 四、平安貴族の書

平安時代の貴族の教養として、手習い、和歌が学ばれてい

た。手習いである書道については、奈良時代までは唐風を帯びており、現存最古の草仮名資料の一つである「讚岐国司解端書さぬきのこくしのけはしがき」（藤原有年ふじわらありとしもつふみ申文）（貞観九年・八六七）のように、九世紀後半には、男性貴族官僚が「申文」（願い書）のような公文書を認めるのに、漢字交じりの和文で、ほとんど平仮名に近い書体を使った草仮名を用いた例もある。

九世紀後半ごろには、仮名文字が貴族社会に使用され始め、万葉仮名を簡便化した草仮名と、草仮名をさらに簡略化した平仮名が形成発達していったのである。漢字を「男手」、平仮名を「女手」というが、男性貴族の公的な社会では漢文を使用し、それに対し仮名は、男女間の和歌の贈答や消息といった私的な流用によって、大きく発達していった。公の場では、漢文を表現しない宮廷女性によっても、仮名文字は洗練され、十世紀前半には、『古今和歌集』や『土佐日記』などの散文にも見られるようになり、やがて『源氏物語』などの女流文学へと発展していったのである。

また、十一世紀の「高野切（第二種）」や「藍紙本万葉集」、十二世紀の「今城切」や「元永本古今集」のように、男性の筆者名が明らかな仮名の名品もあるので、十一・十二世紀においても仮名の洗練・展開には男性も大きく関与している。

## 五、藤原良相邸出土墨書土器の考察

藤原良相邸跡より出土した墨書土器は、土器年代から平安中期とされる土師器である。また、出土した層位学上からみても八五〇〜九三〇年頃といわれている。

（墨15）は、破片ではあるが、一行墨書されている。また、（墨8）、（墨54）は、土師器杯の内面に書かれ、（墨11）においては、土師器皿の内面、外面の両方に書かれている。

これらの墨書されたものは、素焼きのため墨がしみ込んでしまうので、食器としての使用前ではなく、もちろん使用済みの

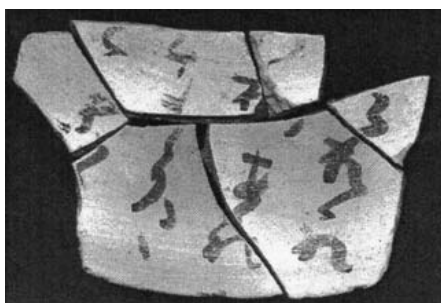
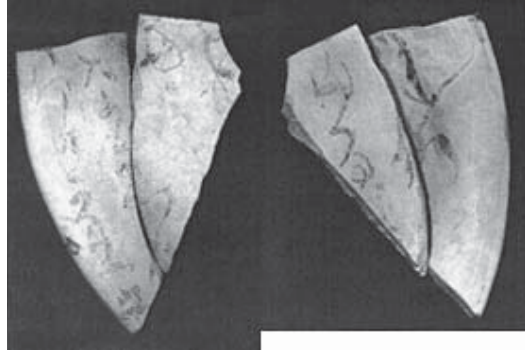


図4（墨8）土師器杯内面



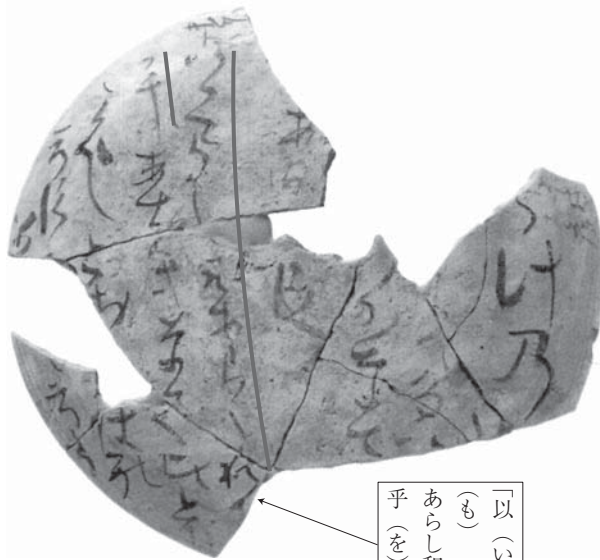
図5（墨54）土師器杯内面



外面 内面  
 図6 (墨11) 土師器皿 内面 外面

ものに書いたのである。歳事の際に使い捨てにした器に、紙が貴重であったこの時代の手習いとして、墨書したのである。そのため和歌の一部分などを習書したのであろう。

(墨14)の土師器皿外面に墨書された筆跡は、やや渴筆があり、底中央の摩耗のためか墨の濃淡があるように見受けられる。後半にいくほど墨色が濃くなっている。出土したものをみる限り、外面の一面に墨書されている。その墨書文字を詳細に



「以(い)久(く)与(よ)し毛(も) ありし和(わ)可(か) (み) 乎(を)」

図7 (墨14) 土師器皿外面

見ていくと、「け」「あ」「ら」「と」「は」などは現在の平仮名と同じ形態である。また、変体仮名として「乃」「以」「久」「奈」「比」「礼」などが判別できる。

この墨書土器の文字について、「京都市考古資料館速報展資料」の丸川義弘氏によると、(墨14)の釈文は、次の通りである。

(一) けの

もた い

かを(ひ)

あま(り)て

いくよしみすら(れ)(れ)(れ)

ちす きなくひとに

て

いくし と(お)(も)はれ

えす ( ) ( ) えら

れ

このように、解説されているが、五行目の

「いくよしみすら(れ)(れ)(ち)」は、「以(い)久(く)与(よ)し毛(も)あらし和(わ)可(か)へみ乎(を)」ではないだろうか。

これは、古今集の巻第十八 雑歌下<sup>(9)</sup>にある

読人しらず

幾世しもあらしわが身をなぞもかく海人の刈る藻に思ひ乱るる(九三四)

の初句「いくよしもあらしわがみを」の部分であると思われる。『古今和歌集』は、延喜五年(九〇五)に初めての勅撰和歌集として、醍醐天皇の下命により紀友則、紀貫之、凡河内躬恒、壬生忠岑らによって編纂された。この巻十八の雑歌に収められた歌は、無常、厭世の思想を基調にしているようであり、当時の貴族社会についての不満を想像させるものである。

この歌は、「どれほどの年月も生きられそうにも思われないわが身だというのに」というわが身のはかなさを感じる仏教思想に、「思ひ乱るる」の煩惱による心の乱れを詠んだものである。

この土器の墨書年代は、およそ九世紀後半であるが、『古今和歌集』の序の示す日付は、延喜五年(九〇五)四月一八日である。しかし、これは撰集下命の日か奉覧の日かについては両説があり、成立事情は不明確な点がある。また、『古今和歌集』には、万葉集以後の歌を集めているが、古いものは奈良時代の歌もあり、この土器に書かれた頃に、この「いくよしもあらしわがみを」の歌が、貴族社会において流布していたのかもしれない。

ここ藤原良相邸では、貞観八年(八六六)の応天門の変で、兄良房と水面下の争いを繰り広げるなど良相の政治家としての辣腕を振るう一方、文学を愛し仏教にも通じていた主の思い



が、周りの者たちにも影響していたのではないだろうか。書かれた人物まではわからないが、筆跡からすると、習書としての拙い文字であるようだ。

右側一行目「け」の一面目から二面目へのはねの筆の動きや「乃(の)」の二画目の側筆部分からも、まだ習い始めの頃の筆さばきが不十分なように見受けられる。

また、(墨15)の墨書土器においては、前出の丸川義弘氏によると、釈文は、次の通りである。

か つ ら き へ

としている。これについて西山良平氏<sup>(10)</sup>は、次のように解釈している。

「かつらきへ」は、「葛城へ」と読める。神楽歌「朝倉」の末に「葛城へ 渡る久米路の 継橋の 心も知らず いざ 帰りなむ」とある。「かつらきへ」が神楽歌「朝倉」の末の初句「葛城へ」だとすると、西三条で神楽歌が歌われたことが考えられる。『うつほ物語』では、左大将源正頼卿や右大将藤原兼雅の桂殿で神楽歌が歌われる。

藤原良相邸跡出土墨書土器の仮名表記に関する考察（南條佳代）

このように述べているが、神楽歌とは、広義では神事や神前で奏される歌謡、歌舞全般を呼称するが、狭義では宮中の「御神楽ノ儀」という儀式に用いられる歌謡・歌舞を指す。宮中で用いられるものを、「宮中御神楽」、宮中以外の神祭りや祭祀で行われるものを「里神楽」と言ったりもする。

「御神楽ノ儀」は、平安時代の一条天皇（在位九八六―一〇一一）の長保四年（一〇〇二）にだいたい現在の制度が完成されたと言われている。その楽家録の巻之一「一條院御定之目録」には、三十数曲の歌曲、舞曲が表記されている。

#### 第一 一條院御定之目録<sup>(11)</sup>

庭燎（にはび） 阿知女（あじめ）

採物之部（とりもの）

榊（さかき） 幣（みてぐら） 篠（ささ） 弓（ゆみ） 鉾（ほ

こ） 杓（ひさこ） 葛（かづら） 韓神（からかみ）

大前張之部（をほさいばり）

宮人（みやびと） 木綿志天（ゆふし） 難波潟（なにはが

た） 前張（さいばり） 階香取（しなかとり）

井奈野（いな） 脇母古（わきもこ）

小前張之部

薦枕（こもまくら） 閑野（しづや） 磯等（いそら）

篠波(さざなみ) 殖槻(うえづき) 総角(あげまき) 大宮  
(をほみや) 湊田(みなとだ) 蝨(きりぎりす)

雑歌之部

千歳(せんざい) 早歌(はやうた) 星(ほし) 晝目(ひる  
め) 弓立(ゆだて) 朝藏(あさくら) 其駒(そのこま) 竈  
殿(かまどの) 酒殿(さけどの)

このように、雑歌之部に朝藏(あさくら)はあるが、「御神  
楽ノ儀」が一条天皇の時代、長保四年(一〇〇二)に完成され  
たのであるから、この墨書土器(墨15)に書かれた九世紀後半  
とは百年以上ものずれがあるのである。

しかしながら、この時代に宮廷神楽が、天皇即位の際に催さ  
れる大嘗祭の琴歌神宴に発したらしい。清和天皇の大嘗祭は貞  
観元年(八五九)十一月十五日寅の日に始まって十九日午の日  
に終わった。『中右記』天仁元年(一一〇八)十一月二十三日  
の条に、国史に(『日本三大実録』)に見えたこととして、「大  
嘗会是天武天皇二年十二月丙戌始、但此御神楽清和天皇貞観元  
年十一月一七日戊辰、大嘗会礼訖、留御豊楽殿後房、文武百官  
侍宿、親王以下参議以上、侍御在所、琴歌神宴、終夜歓楽、賜  
御衣」と記す。琴歌神宴に終夜歓楽したというのは、御神楽が  
行われ、その後で御遊が催されたことをさすのであろう。それ

て、その神楽に歌われた神楽歌が選定され、実質的に形成され  
つつあったのだろう。<sup>(12)</sup>

このように、藤原良相の頃にも神楽は行われてはいたが、こ  
の(墨15)の墨書については、西山氏が言われるような「かつ  
らきへ」ではなく、釈文は、

か(加)つ(川)ら(良)き(幾)の(乃)

ではないかと考える。それは、全て変体仮名で書かれており、  
五文字目が欠損して判別しづらいが、「乃」の一画目と二画目  
の横画から下へいく線が見られることにより、ここでは、「か  
つらきへ」ではなく、「かつらきの」であると考察される。さ  
らに、「かつらきの」だとすれば、これは、万葉集の歌の一部  
ではないかと思われる。万葉歌には、「かつらきの」を初句と  
する歌が二首あり、また三句目に「かつらきの」とする歌も一  
首あるが、古今和歌集にはないのである。

万葉集<sup>(13)</sup>

葛城の高間の草野はや知りて標刺さましを今ぞ悔しき(一  
三三七)

葛城の襲津彦真弓荒木にも頼めや君がわが名告りけむ（二六三九）

飛鳥川もみち葉流る葛城の山の木の葉は今し散るらし（二二一〇）

「葛城」とは、葛城山のことで、金剛山（二二二五メートル）を主峰とする葛城連山の総称。北に連なる生駒連山と共に奈良県と大阪府との境をなす。現在は水越峠を境に、北を葛城山（九五九メートル）、南を金剛山と呼び分けている。

前述した（墨14）では、古今和歌集の歌が書かれ、この（墨15）では、万葉歌が書かれている。この頃は、奈良時代に成立した万葉集から、それ以後に作られた歌で、いずれ古今和歌集

「か（加）つ（川）ら（良）き（幾）の（乃）」



図8（墨15）土師器皿外面

藤原良相邸跡出土墨書土器の仮名表記に関する考察（南條佳代）

に取り入れられる歌まで貴族の間では流布していた。それを手習いとして、使い捨ての「かはらけ（土師器の皿）」に習書していたのである。

## 六、墨書土器の書字形態

これまで、（墨14）（墨15）の記述内容について述べてきたが、次にその墨書文字の書字形態について考察を加えていく。（墨14）の文字を詳細に見ていくと、「け」「あ」「ら」「と」「は」などは現在の平仮名と同じ形態である。また、変体仮名として「乃」「以」「久」「奈」「比」「礼」などが判別できる。書かれた土師器は、素焼きの皿であるため墨がしみ込み易く、そのため筆がとられて文字を続けて書くのが難しい。それゆえ全体に連綿が少なく、三、四字ほど続けてあるだけで、太細の変化に乏しく、運筆の抑揚も少ない。また、皿の外面という曲面に書くため側筆になっているところも見受けられる。さらに、円であるため、行が歪んでおり、行末が円中心に向くように傾いている。全体の文字も右半分は大きく、行間・字間も空いたゆたかりとした書きぶりであり、余白も多い。反対に左半分は、文字も小さく、字間・行間も狭くなり、行の傾きも大きい。右半分の余白にさらに書いたというように見受けられる。

そのため、右半分がゆつくりと書かれているのに対し、左半分は、速く書かれている。

次に、(墨15)の文字は、「かつら」は連綿になり、「き」の「の」は単体である。しかし、「ら」「き」の終筆は次の文字の一目目の始筆に向けての意連となっている。そして、これはより一層円を意識して、それぞれの文字が内側に向けて書かれている。また、これも(墨14)と同じ土師器の皿、外面に書かれているため曲面であるがゆえに、書く際に筆管が傾き、側筆になっている。

(墨14)(墨15)の書者は、筆跡から見ると別の手のように見える。(墨15)の方が、(墨14)より、転折の筆の抑揚、直筆による連綿の筆露が達筆である。また、終筆の収め方、次の始筆に向けた筆の動きが(墨14)より上級者に思われる。

(墨14)は、それぞれの終筆の収め方が拙く、次の始筆を意識していない。また、点画と連綿を区別しておらず曖昧で、メリハリがなく線質に緩急がないように見受けられる。この墨書は、習書なので、線質に不十分な点が見られるのももちろんだが、さらに、土師器という素焼きの皿に書かれたために、紙に書くのとは異なり、墨の入り、皿の表面へのしみ込みが大きく、より連筆が難しい。また、皿の外面の曲面であるのも書きにくい点である。

このように、書字について考察されるが、この墨書土器の書写年代が九世紀後半とすると、この頃に書かれた書道史上の作品はどうかであろうか。現存する作品を踏まえて、その書字形態を見ていく。

現存最古の草仮名資料の一つである「讃岐国司解端書さぬきのくしのかげはら(藤原有年申文)ありしちゅうぶみ」(貞観九年・八六七)は、讃岐国司が太政官に上申した「讃岐国司解」の巻頭に添えられた文書であり、同国の介であつた藤原有年は、漢字の草体を使用している。しかし、草書体ではあるが、ややくずれて草仮名へと変化していく過程を見ることが出来る。ほとんどが単体で書かれているが、二文字程度の連綿も見られる。

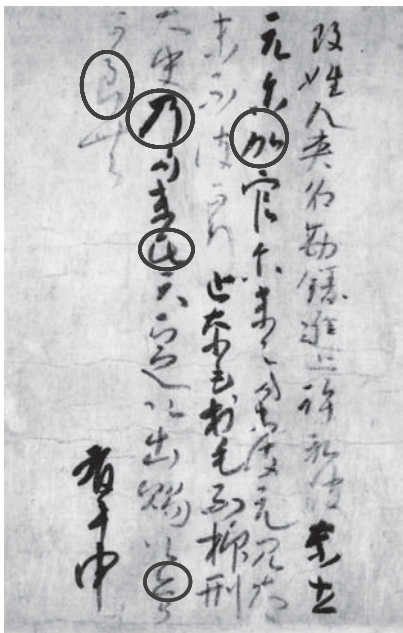


図9 「讃岐国司解端書(藤原有年申文)」  
(貞観九年・八六七)

(墨14) (墨15) の文字と比較してみると、(墨14) の「乃」「ひ(比)」「と」や、(墨15) の「か(加)」「ら(良)」などの形態が近いものと考察される。

また、やや時代は下るが、「秋萩帖」(十世紀中頃～十二世紀) 伝小野道風筆(八九四～九六六) は、草仮名を代表する遺品で、巻頭の「あきはぎの」の書き出しにちなんで、「秋萩帖」と呼ばれている。草仮名とは、奈良時代の漢字を使用した男手(真仮名) を草書体を用いて書かれたもので、これをさらに簡略したものが女手(平仮名) なのである。

書風は、連綿の少ない放ち書きながら、気脈の通じた書風で、優美な字形、巧みな墨継ぎが見事である。この「秋萩帖」は、第一紙(図10・A) を小野道風、第二紙目以下(図10・B、C) を藤原行成の筆とも伝える諸説があるが、平仮名が完成する頃の草仮名の姿を忠実に表現している作品である。

(墨14) (墨15) の書風から見ると、この「秋萩帖」の草仮名作品も形態が似た書風であると言える。それは、二字から三字程度の連綿や(墨14) における「け」「の(乃)」「い(以)」「あ」「わ(和)」「れ(礼)」など、また(墨15) の「つ(川)」「の形態において、近いものと考察される。

これは、この墨書されたであろう九世紀後半には、すでに草仮名が使用され、さらに現代の平仮名の形態と同じ「け」「あ

藤原良相邸跡出土墨書土器の仮名表記に関する考察(南條佳代)

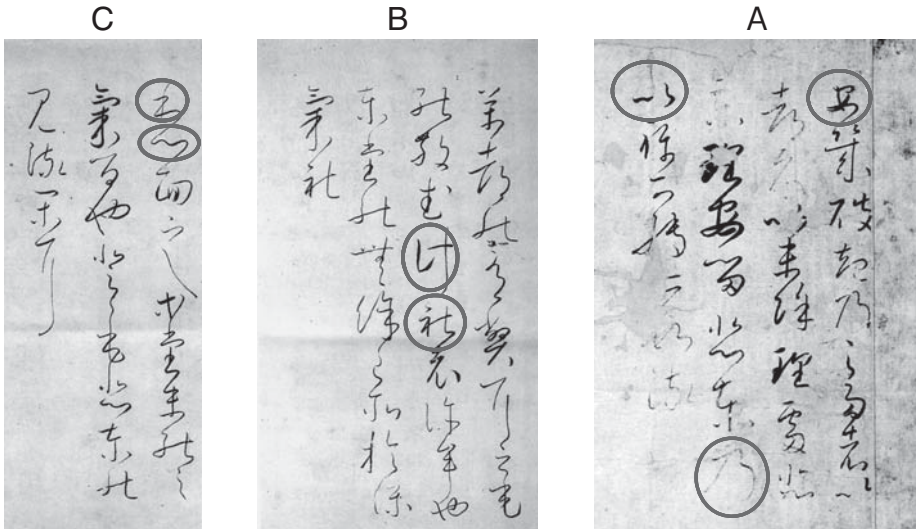


図10 「秋萩帖」(十世紀中頃～十二世紀) 伝小野道風

「ら」「と」「は」などが形成されていたことを示すものである。

現在最古の草仮名資料の一つである「讃岐国司解端書（藤原有年申文）」よりもこの墨書土器（墨14）などは、より仮名として洗練されたものであり、仮名文字の連綿やゆつたりさが見受けられる。しかし、墨書土器は習書であるためか、「秋萩帖」ほどのすっきりとした線質や繊細さは見られない。この点からもこの（墨14）（墨15）の書写年代は、「讃岐国司解端書（藤原有年申文）」と「秋萩帖」との間頃に書かれたのではないだろうか。

おわりに

本学佛教大学二条キャンパス造成地であった京都市中京区西ノ京星ヶ池町より「三条院釣殿高坏」と墨書された高杯が出土した。そこは、平安時代前期に右大臣を務めた藤原良相（八一三〜八六七）の邸宅「西三条第」（百花亭）跡地であることが確実にあり、さらにそこでは、仮名文字が記された墨書土器も多数出土した。

その表記内容について読み解く上で、藤原良相邸跡の調査内容を精査し、藤原良相とその時代、土器についての概要、貴族の書を踏まえ、出土土器（墨14）（墨15）の墨書内容の考察

を行った。変体仮名の文字分析、検討を加えていくことにより、（墨14）は、丸川義弘氏の解釈ではなく、これは、『古今和歌集』巻第十八雑歌下にある

幾世しもあらじわが身をなぞもかく海人の刈る藻に思ひ乱るる（九三四）

の初句「いくよしもあらじわがみを」の部分であると思われる。

また、（墨15）は、西山良平氏の解釈である「かつらきへ」という神楽歌朝倉の末の初句、

葛城へ渡る久米路の継橋の心も知らずいざ帰りなむ

ではなく、积文は、

か(加)つ(川)ら(良)き(幾)の(乃)

となり、万葉集の歌の一部分ではないかと考察する。

さらに、その書字形態を実際の書道史上の作品「讃岐国司解端書（藤原有年申文）」や「秋萩帖」と比較し、字形、運筆方

法から見えていくと、漢字から仮名への移行期の草仮名より平仮名へと変化しつつある頃と位置付けられる。この墨書されたであろう九世紀後半には、すでに草仮名が使用され、さらに現代の平仮名の形態と同じ「け」「あ」「ら」「と」「は」などが形成されていたことを示すものである。

また、「讃岐国司解端書（藤原有年申文）」と比較してみると、より仮名として洗練され、連続やゆったりさが見受けられるが、「秋萩帖」ほどのすっきりとした線質や繊細さは見られない。

この墨書土器が発見された邸宅「西三条第」（百花亭）の主である藤原良相は、貞観九年（八六七）没である。出土した土器は、層位学上からみても八五〇〜九三〇年頃のものといわれている。この点から見えていくと、この土器に墨書されたのは、藤原良相が没したのと同じ年に書かれた「讃岐国司解端書（藤原有年申文）」（貞観九年・八六七）の書写年代とほぼ同じ頃か、やや後である。

藤原良相邸は、没後どうなったかは不明であるが、饗宴で多く使った土師器に習書してあるということは、良相の晩年によく催された宴のものであろう。

これらから考察すると、墨書されたのは良相の晩年から没後しばらくの間にかかれ、その書字形態は、漢字から仮名に移行

藤原良相邸跡出土墨書土器の仮名表記に関する考察（南條佳代）

する頃の草仮名から平仮名へと変化していく中で書かれた、漢字も草仮名も平仮名も使われるようになっていた頃である。このような貴族の邸宅に住んでいた者たちの間では、手習いとして、日常的に仮名を使用していたのであった。

仮名が使われるようになったのは、今まで十世紀後半とされてきたが、それよりもさらに以前であろう。

このように、出土した小さな土器一つからでもさまざまなことが想像され、解釈されることにより多くの発見があり、書道史上の平仮名についてもさらに深めていくものとなったのである。

#### 註

- (1) 京都市考古資料館速報展「藤原良相邸出土の墨書土器」(二〇一二年十一月三十日〜十二月十六日)
- (2) 発掘ニュース105 丸川義弘「三条院釣殿高坏」―墨書土器から邸宅名が判明―リーフレット京都 287号〔財〕京都府埋蔵文化財研究所・京都市考古資料館 二〇一二年十二月）

- (3) (1)に同じ。
- (4) 角田文衛監修『平安時代史事典 本編下』（角川書店 一九九四年）
- (5) (4)に同じ。
- (6) 角田文衛監修『平安京提要』（角川書店 H六年）
- (7) 山中裕著『平安時代の古記録と貴族文化』（思文閣出版 一

九八九年)

(8) (1) に同じ。

(9) 小沢正夫・松田成穂校注『新編日本古典文学全集 古今和歌集』(小学館 一九九四年)

(10) 平安京右京三条一坊六町(西三条第、百花亭) 記者発表補足資料 西山良平「墨書土器について」(二〇一二年 十一月二十八日)

(11) 白田甚五郎・新聞進一・外村南都子・徳江元正校注『新編日本古典文学全集 神楽歌 催馬楽 梁塵秘抄 閑吟集』(小学館 二〇〇〇年)

(12) 『日本古典文学大事典』(岩波書店 一九八六年)

(13) 小島憲之・木下正俊・東野治之校注『新編日本古典文学全集 萬葉集③』(小学館 一九九五年)

図註

(図1) 京都市考古資料館速報展「藤原良相邸出土の墨書土器」(二〇一二年十一月三十日～十二月十六日)

(図2) 発掘ニュース105 丸山義弘「三条院釣殿高坏」―墨書土器から邸宅名が判明―リーフレット京都 287号(財)京都市埋蔵文化財研究所・京都市考古資料館 二〇一二年十二月)

(図3) 発掘ニュース106「発掘成果をふりかえって 二〇二二リーフレット京都 289号(財)京都市埋蔵文化財研究所・京都市考古資料館 二〇一三年二月)

(図4) (図1) に同じ。

(図5) (図1) に同じ。

(図6) (図1) に同じ。

(図7) (図3) と同じ。

(図8) (図1) に同じ。

(図9) 東京国立博物館・読売新聞社・NHK・NHKプロモーション編『特別展 和様の書』(読売新聞社・NHK・NHKプロモーション 二〇一三年)

(図10) 小松茂美監修『日本名跡叢刊 秋萩帖』(二玄社 一九七九年)

(なんじょう かよ 特別研究員)